様式第15号(第18条関係)

|  |
| --- |
| 下水道敷地等占用許可決定通知書第　　　　　号　　年　　月　　日　　　　　　　　　　様出雲市上下水道事業管理者　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました公共下水道の占用について、出雲市下水道条例施行規程第18条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。 |
| 　 | 決定区分 | □許可します　　　　　□許可しません | 　 |
| 占用の場所 | 出雲市 |
| 占用の目的 | 　 |
| 占用の面積及び延長 | 面積　　　　　　m2(長さ　　　　　m幅　　　　　m) |
| 占用の期間 | 　　年　月　日から　　年　月　日まで　　年　　月間 |
| 工事の期間 | 　　　年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで |
| 工事施行者 | 住所氏名 |
| 占用料金 | 　 |
| 占用料の納付方法及び納入期限 | 　 |
| 条件等 |
| １　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。　２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市上下水道事業管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。　３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１　　年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することは　　できなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があっ　　た日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の　　取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。 |